

日本鉄筋継手協会 優良会社認定制度規則

平成 19 年 11 月 29 日	制定
平成 21 年 4 月 23 日	改正
平成 21 年 6 月 11 日	改正
平成 21 年 7 月 23 日	改正
平成 21 年 11 月 19 日	改正
平成 22 年 7 月 22 日	改正
平成 22 年 9 月 15 日	改正
平成 22 年 11 月 25 日	改正
平成 23 年 9 月 22 日	改正
平成 25 年 4 月 24 日	改正
平成 26 年 9 月 18 日	改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本規則は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という）定款第 3 条及び第 4 条により、鉄筋継手に関する事業を営む会社（以下、「会社」という）の技術力及び自主管理能力を客観的に評価し、極めて優秀な会社に対して、本規則に則り認定を行うとともに認定された会社名称等を広く公表し、鉄筋継手に関する品質管理及び信頼性の向上に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規則は、協会が定めた次の会社の認定について適用する。

- (1) 優良圧接会社
- (2) A 級継手圧接施工会社
- (3) A 級継手天然ガス圧接施工会社
- (4) 優良鉄筋溶接会社
- (5) A 級継手溶接施工会社
- (6) 優良鉄筋継手部検査会社
- (7) 優良溶接せん断補強筋製造会社

第 2 章 委 員 会

(委員会)

第 3 条 協会は第 2 条に定める認定を行うため、優良会社認定管理委員会（以下、「認定管理委員会」という）を設置する。

2. 認定管理委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 認定の種類及び内容により各優良会社認定委員会（以下、「各認定委員会」という）を設置する。

- (2) 認定方針を決定する。
 - (3) 規則、規定、実施細則及び実施要領の制定案又は改正案を審議し、理事会へ上程する。
 - (4) 各認定委員会から提出された審査結果を評価基準に基づいて評価し、認定の可否を決定した後、理事会の承認を得る。
 - (5) 各認定委員会より「第6章 認定の失効等」に該当する答申があった場合、その内容を審議し、決定する。
 - (6) 各認定委員会間の担当業務の整合及び妥当性を検証し、決定する。
3. 認定管理委員会委員の構成、要件及び任期等は、次に定めるものの他、別に定める「日本鉄筋継手協会委員会規則」による。
- (1) 認定管理委員長は、副会長1名を当て、理事会により選任する
 - (2) 認定管理副委員長は、認定管理委員会の中から1名を当て、理事会により選任する。
 - (3) 認定管理委員会は、認定管理委員長及び認定管理副委員長の他、各優良会社認定委員会の委員長及び副委員長にて構成する。
4. 認定管理委員会委員、各認定委員会委員及び協会職員等は、別に定める守秘義務を遵守する。

第3章 認定申請

(申請要件)

- 第4条 第2条の認定を求める会社(以下、「申請会社」という)は、協会の正会員とする。
なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行っている場合は、この限りではない。
2. 申請会社は、本規則に定めるものの他、別に定める認定規定及び認定実施細則(以下、「認定規定等」という)に定められた申請要件を満足するものとする。

(申請受付)

- 第5条 申請会社は、認定規定等を十分に理解し、提出書類等過不足無く申請しなければならない。
2. 申請会社は、事前に定められた申請期間内に申請しなければならない。

(申請受理及び差戻し)

- 第6条 第4条に定める申請要件を満足した申請については、これを受理する。
2. 申請要件を満たさない場合は、申請を差戻す。なお、差戻しに際しては、提出された申請書類等一式を申請会社にすべて返却する。

第4章 審査及び評価

(審査)

- 第7条 認定管理委員会は、必要に応じて各認定委員会へ次の審査を指示する。
- (1) 現場審査

(2) 書類審査

2. 各認定委員会は、認定管理委員会の指示のもと、別に定める審査基準により当該審査を実施する。
3. 各認定委員会は、認定に関する疑義が生じた場合は、必要に応じて認定会社に立ち入り審査することができる。この場合、認定会社は審査が円滑に実施できるように協力しなければならない。

(審査基準)

第8条 第7条に定める審査に当たり、各認定委員会は別に定める審査基準の策定を行い、認定管理委員会の承認を経てこれを公表する。

(評価)

第9条 各認定委員会は、第7条に定める審査及び第8条に定める審査基準に基づいて評価を行う。

第5章 認 定

(認定等の決定)

第10条 認定管理委員会は、各認定委員会から附議された評価結果に基づいて、評価し、申請会社の認定の可否を決定し、理事会の承認を得る。

2. 認定の可否は、理事会の承認後、その旨を申請会社に通知する。

(認定の有効期間)

第11条 認定の有効期間は、別に定める。

(認定書の発行)

第12条 協会は、認定された申請会社（以下、「認定会社」という）に、認定番号を付与し、認定書を発行する。

2. 発行する認定書名称及び付与する認定番号は、次による。

- | | | | |
|-----------------------|------|----------|--------|
| (1) 優良圧接会社認定書 | 認定番号 | JRJI-優圧- | (登録番号) |
| (2) A級継手圧接施工会社認定書 | 認定番号 | JRJI-A圧- | (登録番号) |
| (3) A級継手天然ガス圧接施工会社認定書 | 認定番号 | JRJI-A天- | (登録番号) |
| (4) 優良鉄筋溶接会社認定書 | 認定番号 | JRJI-優溶- | (登録番号) |
| (5) A級継手溶接施工会社認定書 | 認定番号 | JRJI-A溶- | (登録番号) |
| (6) 優良鉄筋継手部検査会社認定書 | 認定番号 | JRJI-優検- | (登録番号) |
| (7) 優良溶接せん断補強筋製造会社認定書 | 認定番号 | JRJI-優補- | (登録番号) |

(優良を示すマーク、ロゴ及びシンボル)

第13条 認定会社に対して使用が認められる優良を示すマーク、ロゴ及びシンボルは、協会が別に定める「日本鉄筋継手協会 優良シンボルマーク使用規定」によらなければならない。

(届出)

第14条 認定会社は、認定の要件が満足できない状況が生じた場合、その発生時点から2週間以内に各認定委員会へ届け出なければならない。

(公表)

第15条 本規則における認定に係わる事項等については、広く公表する。

2. 認定会社名称等については、協会「要覧」、協会会誌「鉄筋継手」、協会ホームページ等に掲載する。
3. 認定期間満了等により、当該認定が取り消された場合は、前項に準ずる。

第6章 認定の失効等

(認定の一時停止)

第16条 認定期間中に認定の要件が満足できない状況が生じた場合、当該認定を一時停止として認定会社にその旨を通知し、是正を求めると共に、協会ホームページにて公表する場合がある。

2. 認定の一時停止期間は、認定管理委員会が決定する。

(認定の取消し)

第17条 認定管理委員会は、次の事項に該当する場合、認定を取り消し、認定会社に対してその旨を通知すると共に、第15条第2項に準じて公表する。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
- (2) 各認定規定に定められた履行義務が遵守されなかった場合
- (3) 認定の一時停止期間内に是正が完了できなかった場合
- (4) 更新認定において認定不可が決定した場合
- (5) 協会の名誉を傷つける事由が発生した場合
- (6) その他、国の定める法令等に違反した場合

第7章 その他

(苦情)

第18条 認定に関する第三者からの申し立てについては、認定管理委員会が苦情として受理し、苦情の内容により各認定委員会に調査を指示する。その調査結果報告を受けて認定管理委員会は、当該苦情の措置を決定する。

(異議申立て)

第19条 認定に関する事項において異議がある場合は、別に定める異議申立てを認定管理委員会に対して行うことができる。

(料金等)

第20条 認定に必要な料金等は、別に定める「日本鉄筋継手協会料金表」による。

(記録・保管)

第 21 条 第 10 条に定める認定等の決定に関する記録は、評価に使用した審査記録、審査報告書及び評価結果が記載された議事録とする。

2. 認定等の決定に関する審査の記録の保管期間は 6 年間とし、それ以外の提出書類及び資料は 3 年間とする。

(規定、実施細則及び実施要領)

第 22 条 本規則に定めるものの他、必要な事項は、規定、実施細則及び実施要領に別に定める。

(規則の改正又は廃止)

第 23 条 本規則の改正又は廃止は、認定管理委員会が発議し、理事会の議決による。

附 則

1. 本規則は、平成 26 年 9 月 18 日に改正し、同日より施行する。

<以下、空白>